

令和 8 年 6 月 3 日（水曜日）

令和 8 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

（第 2 日目）

令和8年6月3日（水曜日）

応招議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

出席議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	千葉	啓君
副町	長	男澤	知樹君
総務課	長	岩淵	武久君
企画課	長	宮川	舞君
町民税務課	長	畠山	貴博君

保 健 福 祉 課 長	佐 藤 宏 明 君
農 林 水 産 課 長	高 橋 伸 彦 君
商 工 観 光 課 長	小野寺 洋 明 君
建 設 課 長	遠 藤 和 美 君
会計管理者兼会計課長	芳 賀 洋 子 君
上下水道事業所長	小 野 寛 和 君
歌 津 総 合 支 所 長	阿 部 勉 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 正 行 君
教 育 長	小 松 祐 治 君
教育委員会事務局長	及 川 貢 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	阿 部 好 伸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 好 伸
次 長 兼 総 務 係 長	千 葉 雅 明
議 事 調 査 係 長	三 浦 拓 也

議事日程 第2号

令和8年6月3日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第3 まで

午前10時00分 開議

○議長（菅原辰雄君） 皆さん、おはようございます。

6月会議も2日目でございます。

影響が心配された台風6号ですが、各地で被害が出ているようであります。被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。当地方でも、これから雨、風、高波などの被害が懸念されますが、被害がないように念ずる次第でございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番須藤清孝議員、6番千葉伸孝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（菅原辰雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

町長から追加で付議された議案については、既に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（菅原辰雄君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、星岳大議員。質問件名、復興住宅の入居条件の緩和の必要性について。以上1件について、星岳大議員の登壇発言を許します。星岳大議員。

〔1番 星 岳大君 登壇〕

○1番（星 岳大君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問件名、災害公営住宅の入居条件の緩和の必要性について、町長に伺いたいと思います。

当町では、復興住宅入居者の住宅再建や転居が進み、それに伴い入居率が減少傾向に推移し

てきております。震災からの期間が経過したこともあり、一般入居要件に基づく入居も開始されましたが、今後も人口減少などもあり、入居率はさらに減少傾向で推移すると推測されます。家賃低減化制度の時限的な措置から通常家賃への移行が始まっている中、復興住宅における今後の運用と入居条件について伺います。

入居率低下、人口減少抑制のため、入居条件の緩和が必要かと思いますが、考えを伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おはようございます。

星岳大議員の御質問、復興住宅の入居要件の緩和の必要性についてお答えいたします。

本町の災害公営住宅は、東日本大震災により住宅を失った方々の恒久的な住まいとして整備し、令和8年4月末現在で、8団地738戸に対し、入居が654戸で入居率88.6%となっております。

震災発災からの相当の期間が経過する中、それぞれの御事情等による退去により空室が生じており、こうした状況の中で、被災者を対象とした募集は令和3年3月の募集をもって終了し、同年6月の募集からは完全に一般入居へ移行しているところでございます。

議員御指摘のとおり、入居率は低下抑制と人口減少が進む当町における定住促進の観点からも入居要件の見直しは喫緊の課題であると認識しており、町といたしましても、次の2点を柱に対応してまいりたいと考えております。

1つ目に、募集方法の見直しでございます。現在は定期募集を四半期ごとに行っておりますが、加えて、需要の小さい住宅を対象にその都度入居需要に対応できるよう、常時募集の導入を検討しているところでございます。これにより入居需要に切れ目なく対応し、入居率の改善を図ってまいりたいと考えております。

2つ目に、単身での入居要件の緩和でございます。現行制度では、同居親族のあることを原則としておりますが、若年単身世帯でも入居いただけるよう要件を緩和し、復興住宅を地域の貴重な住宅ストックとして最大限に活用してまいりたいと考えております。入居率の低下は、地域コミュニティの活動に影響を及ぼすだけでなく町の人口減少対策にも関連することから、関係機関と連携を図りながら運用を進めてまいります。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） 町のほうでも復興住宅の入居率の空室率の問題は十分把握しているよう

ですが、そもそも現在入居している方なども問題に感じているところが、政令月収の問題が問題とされているかと思います。

この政令月収、17年前の平成21年4月から導入されたものですが、一般世帯で15万8,000円、この17年前というのが時給が713円で全国平均の月収が12万円の頃に決まった金額ですが、皆さん御存じのとおり、2025年10月より宮城県のほうでも最低賃金が引上げになり、現在では月平均約17万円ほどになっております。

国のほうでは最低賃金上げろと言いますが、いつの間にかこの政令月収よりも最低賃金のほうが高くなってしまっているんで、この基準額の見直しを考えることも必要かと思いますが、考えをお聞かせ願えますか。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 基本的には、議員御指摘の政令月収という部分については、公営住宅法という法の中で定められていると。一般的には15万8,000円で、議員御承知かと思いますが裁量階層という部分がございます、子育て世帯であったり、あるいは60歳以上の世帯であったり、こういう方々についてはこの月収が若干引き上げられているという部分がございます。

正直、公営住宅は全国的な取決めになっておりますので国の動向というものは注視してまいりたいんですが、我々のほうは被災自治体という特別な事情もありますので、そういう部分はいろいろ町としても要望活動などを検討していく必要があるだろうという認識を持っております。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） ちょっと公営住宅法で決められてある金額なんだろうが、一例として挙げますけれども、子育て中の裁量階級世帯で当町では収入基準が月額25万9,000円かと思いますが、一例として町営志津川中央復興住宅に入居している家族なんですが、家賃が5万円弱でしたが、最低賃金等の引上げにより世帯収入が政令月収の基準を超過してしまい、収入超過者として現在家賃は6万円弱にまで上がっており、さらに令和11年を過ぎますと家賃低減化制度の期限が来ますので、家賃は何か一気に15万円ほどになるそうです。

もちろん理想としては、土地を購入し持家を建てたり、また一般のアパートや借家に転居するなどがいいんですが、住宅の建築はハードルが高くて、アパートなどは戸数が少ないためなかなか条件が合わず、町外の転居を選択せざるを得ないような状況になっているそうです。

以前からこのような声をよく耳にしておりましたが、この基準となるような政令月収を引き上げるなり、もしくは家賃のほうを見直したりしなければ町外への人口流出の一因になるかと思うんですが、その辺、考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今、一例を挙げていただいたんですけれども、通常どおり計算した場合は、25万9,000円を超えて一定期間がたつと、近傍同種家賃ということで民間家賃と同じという考え方の家賃になります。当然、鉄筋コンクリート造の建物ですのでそれなりの家賃がかかって、場所によっては今おっしゃったとおり10万円を超える家賃になるというのが計算上の家賃になります。

当町の場合は、震災後、この管理運営を開始して収入超過者に対する本来は割増賃料が発生するんですけれども、これは町の制度として割増賃料については減免するという制度を設けております。ですので、一般的といいますか、今、入居されている方で実際に10万円を超える家賃を頂いている入居者の方は、現在ではないということです。

制度上としては、今、建設から13年まで、現状ですと最長で令和11年度の家賃までは割増賃料を頂かないと、減免するという制度になっておりますので、それ以後についてはまだちょっと庁舎内での議論は特にしておりませんが、当然、町内の住宅需要というものを考えますと必要な制度なんだろうなという認識は持っておるところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） 町内の住宅事情といいますと、ほかの自治体と一番の違いは、当町で一般のアパートとか借家などがあまりにも戸数が少ないことが問題ではないかなと思っております。

ほかにも例を挙げます。せっかく南三陸町に就職が決まったにもかかわらず、なかなかアパートが見つからなくて仕方なく町外のアパートから通勤している方もいるということでございますし、また、不動産屋さんに聞いてみましても、南三陸町のアパートなんかの家賃は周辺の登米市や石巻、さらには仙台市なんかと比べてもちょっと高いのではないかなという話も聞いております。

この辺の事情も、町内の町外への人口流出の一因になっているかと思いますが、先ほども今検討中とのことですが、公営住宅の家賃の算定にはいろいろ決まりもあるかと思いますが、町外流出を防ぐためにも、家賃低減化制度終了後の何か対策は現在どのような方向で考えているかお聞かせ願えればと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 星議員御指摘のとおり、地域コミュニティーの活動に大きく影響を及ぼすそういった人口減少対策というふうな部分におきまして、今、お話しされたような災害公営住宅の制度の緩和というのは必要だというふうに私自身も思っているところでございます。

そもそも当町の災害公営住宅につきましては、東日本大震災で被災をして3,000戸以上の、要は今まで住んでいた住宅が流出しました。で、災害公営住宅を急遽住民のために造った経緯があります。ところが、公営住宅法に関しては、成り立ちがそもそも他地域での低所得者対策というふうなところで建てられたというふうな経緯があるので、全く他市町村の公営住宅と当町の公営住宅の成り立ちが全く違うものですから、そこを一緒の法律で一般的にくくっているというのがおかしいというふうに思っているところなんです。

そういった沿岸部の市町村と状況が全く違うというところを、ここは政治的な話になるかと思っているんですけれども、我々、私も含めて沿岸自治体の首長さんとも協力しながら、冒頭、建設課長もお話ししましたけれども、中央要望等の活動も行っていければなというふうに思っておりますし、ただ、民業を圧迫するということのないような形で活動していきたいというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） ありがとうございます。

ちょっと今、私も調べた限りですが、災害公営住宅の数、当南三陸町は県内のほかの自治体と比較しても人口に対しての公営住宅に建てられた割合というのは大分多いようでございます。

また、現状、南三陸町においては公営住宅法と復興住宅の現状、それから町の課題とが、私から見てもうまくかみ合っていないのかなというのは何となく感じております。

そして、むしろそれが人口減少にちょっと拍車をかけているような形となっておるようですし、今、説明聞いた限り、町側でもその辺は十分把握していると思いますので、復興住宅として多くの行き場を失った被災者のために建てられた復興住宅ですので、復興が進んだ現在では復興の次のステップとして、さらに新たな特区とかとして特別処置をほかの自治体とかと一緒にどうか国へ働きかけていってほしいかと思いますが、その辺、ちょっと確認のためにもう一度お聞かせ願います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 今、星議員が私の言いたかった補足の部分もお話をしていただきましたのでこれ以上言うことはないのですけれども、冒頭お話ししたように、他市町村と南三陸町の公営住宅の数というのはかなりの乖離がございますので、その成り立ちを含めて、それも人口減少とか少子高齢化等も絡めながら要望してまいりたいというふうに思います。改めて言いますけれども、民業を圧迫しない程度にというふうなところで頑張ります。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） 民間の事業者の皆さんも大切ですので、その辺バランスを取ってうまく進めていっていただけたらと思います。

それと、もう一つちょっと確認したいことがあるんですが、ちょっと公営住宅の住居者の皆さんの中に不安に思っている方がいらっしゃるのでもっと確認したいんですが、収入超過者及び高額所得者には明渡しの努力義務や明渡し義務が発生するかと思います、住民の方、収入超過してしまったら退去勧告等されるのではないかと不安に思っている方もいるようです。

事前に確認したところ、これまで町のほうからそういった退去勧告などはしたことはないとのことでしたが、ちょっと住民の皆さんのために今後のそちらの考えもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今、議員お話しあったとおり、収入超過者のこちらについては、法の上では明渡しの努力義務というものが発生しますし、高額所得者と呼ばれる方々については町が明渡しを請求することができるという定めになっておりますが、これまで明渡しをお願いしたことはございませんし、現状、我々としては明渡しを求めることは考えてはおりません。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） 今のを聞いて、不安に思っている住民の方は安心されたかと思います。今後も、できましたらそのような、できれば住民の方々には長く住んでいただけるようにしていただきたいと思います。

今後、民業を圧迫しない程度に町のほうでもいろいろ改善していただくとのことです、現在、南三陸町では子育て支援かなり力を入れているかと思います。実際子育て世代の方々もそのような頑張っているという声を多く聞いております。

しかし、今、せっかく支援をして頑張っていましても、例えば、お子さんが18歳で成人しま

して裁量階級世帯の条件から外れてしまうと、それに伴い、今まで住んでいた復興住宅の家賃は高くなってしまい、町内ではなかなかやはりアパートが見つからないため、町外に引っ越ししかないという状況になる方が、これ全体から見れば少数かもしれませんが、こちらも当町からすれば貴重な次世代の担い手の町外流出につながっていくかと思いますが、この辺のお考えもお聞かせ願います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 先ほど申しましたとおり、制度として本来であれば10万円というような家賃なんですけれども、割賃などを控除するというような制度を設けておりますので、家賃が高くなって町外に出ていかれるというようなことを防ぎたいという意味でございますので、今後はそういうものも継続というものを検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） できましたら、せっかく18歳になり成人してこれから納税者となっていくのでしょうから、ぜひ、この辺もせっかく育てたお子さんも長く住んでいただけるように工夫をしていただきたいなと思います。

公営住宅法の趣旨なんかには反するとは思いますが、生活困窮者の方々の入居に支援がなければ、例えば、空き家、空き部屋が多数今後さらに出てくるような状況であれば、南三陸町においては、先ほどありましたが、子育て世帯の定住促進に利用したり、さらにはちょっとあれかもしれませんが、課税世帯なんかの入居も可能にするなど、その辺は考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 今、お話しされた星議員の部分も含めて、公営住宅法、これは法律ですので、先ほどお話しされたように、この災害公営住宅に関しては、例えば、特例ですとか特区ですとかそういった部分も含めて要望をさせていただきたいというふうなところです。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） ぜひ、そのようにお願いいたします。こうやって入居者が増えていけば、以前より先輩議員の皆さんも質問しておられますし、各自治体の皆さんが問題点として喫さっております公益費の負担額の問題や各自治会の担い手不足の解消のためにもなるかと思うので、例えば、課税世帯が入居をされる際には、もし今後できるというのであれば、入居の条件として各自治体への加入とか活動への参加なども条件づけなどするのもよろしいかと思うのですが、その辺はお聞かせ願えますか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） そこは当然の話だというふうに思っております。入居率が低いと、先ほどお話しされたように一人一人の共益費高くなりますし、そういった維持費、浄化槽も含めたそういった部分も当然必要となることですので、入居要件も含めて、そういった部分でちょっとどういう形の結果、入居をすることができるような部分の要望というふうなところで頑張っまいります。今、お話しされた入居要件というのは当然の話でございますので、そこは間違いなくやります。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） 町としてはいろいろ前向きに検討して特区なども目指して検討していただけるということですので、あまり長く聞いてもあれですので、先ほど町長もおっしゃったように、同じく被災した県内外ほかの自治体にも人口減少が進んで入居率が下がってくれば、時期が違えど同じ課題に直面してくる自治体等も出てくるかと思えますし、もう既に当町と同じ状況の自治体もあるかと思えます。そういった自治体と連携して一体となって国へ早い段階から訴えていく必要があるかと思いますが、最後に町長の考え、意気込みを伺って終わりにしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 入居率低下とか人口減少、抑制というふうな部分を含めて、関係自治体と協力して、この公営住宅、災害公営住宅に関しましては中央のほうに要望をさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 以上で星岳大議議員の一般質問を終わります。

次に、通告5番、伊藤俊議員。質問件名、「みんな同じ空の下で…」を実現するために具体的取組を。松くい虫対策は急務な状況では。教員の働き方改革を進めるためのコミュニティ・スクール運営を。以上3件について、伊藤俊議員の登壇発言を許します。伊藤俊議員。

〔2番 伊藤 俊君 登壇〕

○2番（伊藤 俊君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問、今回の3件のうち1件目の質問を壇上から行います。

1件目は、「みんな同じ空の下で…」を実現するために具体的取組をと題し、男女共同参画推進のための施策について、町長、教育長にその考えをお尋ねします。

「みんな同じ空の下で…」は、平成31年に策定された町の男女共同参画計画の表紙にあるタ

イトルとなっており、計画の目標理念と言えるのではないかなというふうに思います。

状況としては、様々な政策課題の中で必ず出てくる言葉であります、人口減少、少子高齢化が進む中で、性別にかかわらず誰もが地域づくりや仕事、子育て、地域活動に参画できる環境づくりが今後重要であるというふうに思います。

事加えて当町においては、震災後のコミュニティー再編、担い手不足、若い世代の町外流出なども重なり、男女共同参画推進は、人権だけでなく地域経営の視点からも考えていく必要性があるというふうに思います。地域経済の維持、人材不足の解消、子育てと仕事の両立、地域コミュニティーの持続につながる重要な取組であることから、その考えを伺います。

質問事項1番から3番は町長に、4番は教育長に答弁を求めますが、1つ目が、新たな男女共同参画計画づくりは、2つ目が、女性支援新法を基にした具体的な取組をお願いします。

3番、女性が働き続けられる環境づくりのためにできることは。

4つ目が、学校教育の中で人権教育、男女共同参画の理念をどのように取り入れているか。

以上について、壇上からの質問となります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） それでは、伊藤議員の1件目の御質問、「みんな同じ空の下で…」を実現するために具体的取組をについてお答えいたします。

御質問の1点目、新たな男女共同参画計画づくりはについてです。

本町におきましては、現在、町の最上位計画である南三陸町第3次総合計画及び南三陸町第3期総合戦略におきまして、男女共同参画やジェンダー平等をあらゆる施策の根底に通じる共通の視点と位置づけております。

具体的には、人権尊重はもとより、連携・協働分野におけるワークライフバランスの推進や産業・福祉分野にまたがる働きやすい職場環境整備の推進、さらには地域コミュニティー分野における地域活動への参画拡大などを含んでおり、人口減少下における地域経営の視点から必要な施策を展開しているところであり、新たな個別計画を策定せず、これら総合計画に掲げた各施策をより進化させ、地域と連携しながら実効性のある取組について推進してまいります。

次に、御質問の2点目、女性支援新法を基にした具体的な取組をについてであります、町としましても、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法の趣旨を踏まえ、様々な困難や不安を抱える女性に対し、本人の意思を尊重した切れ目のない支援体制の充実が重要であると認識しております。

近年、DVや性暴力、生活困窮、孤独、孤立化の問題など、女性を取り巻く課題は複雑多様化しており、従来の制度や個別分野ごとの支援だけでは対応し切れない事案の発生が危惧されております。

町におきましては、令和7年度12月会議における伊藤議員の一般質問に答弁をしました重層的支援体制整備事業を活用し、相談支援体制の充実を図り、福祉部門をはじめとする子育て支援、保健、教育、就労支援などの関係部署や民間の支援団体が連携しながら、支援が必要な女性に寄り添った伴走型支援に努めてまいります。

今後におきましても、国や県の動向も注視しながら、困難を抱える女性が孤立することなく必要な支援を受けられる環境整備に取り組んでまいります。

御質問の3点目、女性が働き続けられる環境づくりのためにできることはについてです。

女性が結婚や出産、介護といったライフステージの変化を迎えても働き続けられる環境をつくるには、行政の支援と事業者の意識改革の双方のアプローチが不可欠であると考えます。行政の支援では、安心して子供を預けられる保育環境の維持、整備や放課後児童クラブの充実など、仕事と子育てを両立できるインフラの確保に努めております。

また、柔軟な働き方や育児休業を取得しやすい職場環境づくりなどに対する意識改革については、関係機関を通じ関連する情報提供を行うなど、啓発に取り組んでいるところです。

今後も、産業や子育て、協働等の施策を連動させ、誰もが生き生きと活躍し自らの意思で多様な生き方やキャリアを選択できる社会の構築を目指して取り組んでまいります。

続いて、教育長から答弁させます。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 御質問の4点目、学校教育の中で人権教育、男女共同参画の理念をどのように取り入れているかについてお答えいたします。

本町では、人権尊重の理念に基づき、一人一人の個性や多様性を認め合い、互いに支えながら共に生きる共生の心を育む教育を推進しております。児童生徒の発達段階に応じて、男女平等に関する理解の促進、多様な生き方や価値観、文化の違いを尊重する学習を実施し、家庭や地域、社会の一員として互いに支え合う意識の醸成に取り組んでおります。人権作文への応募や小学校高学年の児童を対象とした人権擁護委員による説話の時間を設けるなど、人権尊重の大切さや思いやりの心について学ぶ機会を学習に取り入れ、人権教育の充実を図っているところであります。

また、地域の方々との触れ合いを通じて地域社会の一員であることの自覚を促し、積極的に

地域に参画する意識を育てること、学級活動や学校行事において性別による役割固定を行わない配慮などを通じて、性別にかかわらず主体的に社会に参画する力を育成、互いに助け合う精神の育成に取り組んでおります。

今後につきましても、児童生徒が多様性を尊重し、誰もが活躍できる共生社会の担い手として成長できるよう、町立小学校長会議等を通して各学校との共有を図りながら、人権教育及び男女共同参画の視点を踏まえた教育活動の充実に努めてまいります。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） それでは、自席から質問を続けてまいります。

1件目の男女共同参画の計画づくりということで最初にお尋ねさせていただきましたが、ちょっと本題に入る前に前段お話ししておきたいと思います。

計画自体は、昨年度までということで一旦終了しているということで認識しております。その中で、今、町長答弁ありましたとおり、様々な施策をいろいろなところにちりばめて埋め込んであって、それをより進化させて実効性あるものにしていきたいという答弁でございましたが、逆にそのことが、今まで町として計画はあったんですけれども何か具体的な取組が逆に見えづらかったのかなと。具体的な文言を必ず入れなきゃいけないということではないんですが、どうも見えづらさがあったのはその辺りに要因があるということではよろしいのでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 先ほど町長も答弁で申し上げましたとおり、やはり今回の計画については、それぞれのあらゆる施策の根底に通じる共通の視点として位置づけているということになりますので、議員おっしゃるように、なお、そういった意識を総合計画の中でも今後の見直しの中で強調、確認をしていく必要はあろうかと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） さらに、ちょっと町としてのスタンスというか認識を共有しておきたいと思うんですけれども、国も県のほうも順次基本計画、国は第6次、県は第5次を策定して今年度から5年間スタートしております。

その前文の一部なんですけど、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」ということで、最重要課題と位置づけているということでございますが、今、答弁ありましたものを具体的にではなく、町としては

様々な施策にそれを強調して、その実効性を高めていくというスタンスをこれからも貫いていくというか進めていくというスタンスでよろしいかどうか、確認させてください。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 先ほどもお話しありましたとおり、今回はこの男女共同参画という計画を総合計画に統合するといったような考えでございまして、そもそも前段の計画につきましては、2次の総合計画の計画期間とリンクさせるような形で策定をされました。

これが1年前倒しとなって令和6年度に第3次が策定されたわけなんですけれども、その際、やはり先ほど、繰り返しになりますけれども、男女共同参画につきましては、あらゆる施策の根底に通ずる共通の視点として位置づけるということを共通認識としてございまして、子供からお年寄りまでそれぞれがこの町の一員として活躍するというようなことをあえて総合計画で示して、それがビジョンで掲げました「ひと森里海」、人を最重要ということで持ってくるというところに盛り込まれておりますので、国の6次、県の5次とも合わせまして、表現は異なっても、南三陸としても人を最重要として位置づけるということに変わりはございません。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

さっき計画は一応昨年度で終わったということでございますが、ちょっともう1件確認させてください。

「みんな同じ空の下で…」ということで全て読みましたが、すごく立派な計画を平成31年から25年まで進められたということは理解いたしました。その中で、やっぱり計画の進行管理として、実施状況を検証、評価し効果的な推進に反映させる、そして評価の結果については公表しますという計画管理の一文があるんですが、これは行われたんでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） これ男女共同参画計画独自のものについては、公表は行っておらず、これまでについては、それらの施策を総合戦略などの中にちりばめられてありましたので、そういった観点では別な形での公表となっております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 根底にあるということで、その話を前提にちょっと進めていきたいと思うんですけれども、前計画の中でもいろいろ様々な施策が入ってございました。ちょっと一番これ重要視したいなと思う部分が、単に男女平等を目指すものではなくて、性別にかかわら

ず誰もが能力を発揮して、家庭や地域、職場において支え合いながら暮らせる社会の実現をするためというのが男女共同参画計画の根底にあるものというふうに思いますが、その中で、アンケート調査で一番気になった部分が偏りの是正です。家事、育児、介護地域活動の負担が、どうしても特に家庭内においては特定の人に集中している、特に女性に。その地域の偏りをまず公平化していく、負担を減らしていくというのも、今後、総合計画とか総合戦略を進めていくに当たっても、偏っている以上、進めようとしてもなかなか進む力にはならないんじゃないかなというふうなことが気になったので、その辺り、町としてどういうふうに認識していращやるかお尋ねします。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） これにつきましては、当時のアンケートの結果、地域の声ということなんですけれども、策定が平成31年度ということで、まずもってそもそものところになりますけれども、策定された31年からここに至るまで、この社会的背景というのも大きく今は変化をしているものと捉えております。

特に、やっぱりこの間に発生しました新型コロナウイルス感染症の世界的流行によりまして、例えば、働き方改革であったりとか、それからデジタル化などが想像以上に進んできているという社会になっているのかなと思います。このことによりまして、男女共同参画の持つ意味とか位置づけというのも大きく変わっているというのが今の現状ではないかというふうに考えております。

例えば、働き方改革の考え方によりますと、例えば、それまでは育児や介護をする女性のために様々な制度とかを配慮として準備をしていたのが男女共同参画でしたけれども、やはり最近、今においては、女性だけの問題ではなくて、この計画に掲げた理念そのものが全ての労働者向けというふうに変ってきているのが現状だと思いますので、議員おっしゃられるように、そういった偏りの是正というのも男女共同参画という視点だけではなくて、全ての施策の中にそういった根底を置きながら進めていくという形になろうかと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 実際、まだいろいろな影響とか変化はあったにせよ、まだまだ地域の中には残っているものもたくさんあるのではないかなというふうに思います。残っているものというのは、言葉を選ばず言えば昔ながらの考え方、よいものも悪いものもあると思うんですが、とはいえ、時代はやっぱり変化している、変わってきている中で、そこのギャップが大き過ぎると、どうしてもまたいろいろな不公平感であったりとか偏りとか差別とかを生ま

ないように努力しなければいけないかなというふうには考えております。

どうしても計画を具体的につくらないという答弁でありましたので、ちょっとここは確認させていただきたいんですが、県の計画ですと、県のほうは全市町村に対して男女共同参画推進を進めていくに当たり、いろいろ各市町村自治体から報告をいただいて、計画推進が本当にできたかどうかというのをチェックしていくという項目もありました。

それでいくと、整合性をどう図っていくのかなというのは、全部根底にちりばめられているのでちょっと評価が難しいのかなというふうに思ってしまったんですが、大事な点、一般的な働き方とか家事とか介護とか医療とかいろいろありますけれども、ちょっともう一つ確認しておきたい視点が、防災政策とどれぐらいリンクしているのか、一体化しているのか。前計画にもありました。防災分野についていろいろやっていきましょうというのも計画の中にあったんですが、やっぱりこれも変わってきています、コロナで。そして、さらに災害の状況も、避難所運営とか男女のニーズに合った災害備蓄とか女性の意思決定参画ですとか、もちろん性暴力防止、生活再建支援などの多岐にわたって、いろいろ事前に考えていくべき項目ってただただありまして、その辺をどのように進めていくか、重要課題だと思いますのでその考えをちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 防災といった観点のお話でございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

確かに、防災あるいは本町が推進することとしてございます減災といった分野において、いわゆる女性の方々の視点といったものが必要であるといったことは重要であるといったことは、平成23年の東日本大震災における経験から、まさにそのとおりであるといった考えは現在も変わりございません。むしろ推進していくべきであろうといった考えに立ってございます。

その上で、これまでの、例えば、既存の役割等であれば、消防団の方々の中にも女性消防団として御活躍いただいている方もいらっしゃいますし、昨今は防災士の資格を取得されて女性の方で様々町のほうに御意見等いただく場面といったものも出来上がってございますので、取り立ててかえって女性がゆえといったことではなくて、広く平たくといえますか、そういったステージの中で場面場面で貴重な御意見として承って、採用可能な施策等について実施をしていくというのが現実的な対応、今後とも変わらないそういった対応なんだろうと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 女性側からの視点でちょっとお話をさせていただきましたが、肝腎なのは、女性の支援ということだけではなくて、さっき偏りの話ししましたがけれども、女性側からでのアプローチもそうですし、あと男性側についてのアプローチというか、要は公平化ですから、極端にまた進めることによって今度は男性側のほうも何か弊害が生じたりとか何か課題が増えたりするというのはただただあることだと思いますので、同時にアプローチしていく考え方、そしてその意識啓発というのは、これはやはり行政の役割ではないかなというふうに思いますので、その辺り、もし考えがあればというか認識があればお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） まさに配慮や支援といったような視点で言いますと、先ほど御説明させていただきましたとおり、男女共同参画という意味合いにおいても、女性のみならずというような形になってきているというのが現状なのだろうと思います。

ただ、そういった中にあっても、支援や配慮を必要とするケースというのは多岐にわたるのも現状であると思ひまして、そういった部分に関しましては、まさに重層的支援の部分が活用できるのかなというふうに考えております。アウトリーチであったりとか居場所づくりであったり、それから社会とのつながりをつくる参加支援ですか、これらが具体的な推進エンジンとなってフルに活用していく必要があるだろうというふうに考えております。

そうすることによって、仕事や地域づくりに一歩踏み出せる、まさにそれが男女共同参画だと思うんですけれども、そういったエンジンを活用することによって具現化につながっていくのかなというふうに考えております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

では、2番に行きたいと思います。

女性支援新法を基にした具体的な取組をとということで、先ほど答弁いただきました。ちょっと性格的なことを申し上げると、男女共同参画計画が予防的な政策、理念的な政策であるなら、女性支援新法はまさに具体的な支援政策かなというふうに思いました。この2つが両輪となって機能することも大切だというふうに考えております。

まず、進めるに当たって重層的支援体制整備事業をフルに活用していかなければいけないと思うんですけれども、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を行うに当たり、この

入り口となる部分というのは今現在どのような状況なんでしょうか。どこに相談窓口があつてというか、そこからどういうふうにつながっているのか、まず現状についてお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 先ほども町長答弁ありましたとおり、女性を取り巻く環境というのは多岐にわたっているという状況がありますので、どちらかという福祉的な観点が大分強くなってきているのだろうということになります。

それで、先ほど企画課長から答弁がございました重層的支援体制整備事業を活用しながら、一義的な窓口は当課ということになりますし、そこから必要な相談の窓口であったり、あとは支援が必要な窓口につないでいくというような現状の流れということになります。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） より踏み込んで聞きますが、そうすると一番最初はどこに行けばよろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 当課に御相談いただければというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） まず、保健福祉課ということでお答えいただきましたが、様々な問題がたくさんあって、やっぱり抱えているケースも様々なので、現に保健福祉課のほうでも相談窓口になっているようでございますが、今、手に持っていますけれども、いろいろなところでいろいろな相談窓口が存在するんです。

逆に言うと、全部つながっている問題のはずなのに、入り口が全て限定というか、例えば、DVであればDVのところへとかDVホットラインとかあると思いますし、共同参画相談室というのもありますけれども、結局、どこに行っていいいかというのは、町の外にも相談窓口があるので、相談する側からするとすごくいろいろ迷われるケースもただただあるんじゃないかなと思います。

あとこれ小さい自治体だからこそちょっと難しい問題になってしまうんですけれども、どうしても窓口に行くと、皆さん顔知っているじゃないですか。なかなか相談しづらいと思います、コアな部分というのは。そうなってくるとまず行かないというふうに、行きたくないというふうに考えてしまうのも、ちょっとこれは残念なケースなんですけれども、そういったところをカバーするのがアウトリーチかなというふうには思うんです。

その入り口がやっぱり、入り口に入らないと結局その次に行かないので、その辺の考え方をどのようにするかという部分と、あとは、要は1つの課題がいろいろなところにつながっているんで、ばらばらではなくて全部ワンストップでできるかどうかというのも大事な部分ではないかなと思うんですが、保健福祉課のほうでの対応としては、そういうところまでカバーできているということでもよろしいんでしょうか。まず、行きづらさというのはどうしても解消しなきゃいけないかなと思っているんですが、その点については現状いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 相談いただく内容というのが、まさにそういった内容が多いということで、なかなか相談しづらいというのは十分理解できるところでありますが、とはいえ、何かを踏み出さないと問題解決に進まないというのも現状でございます。

ですので、こちらで待っているだけでは当然にそういう状況を把握できないということになりますので、先ほど来ありますアウトリーチの事業を活用して、いろいろな場面でそういったところへの気づきですとかということから、ぜひ必要な支援がある体制のところにつないでいくということが重要であって、結果として、それが議員御質問におっしゃるようなワンストップであったり一本化の流れにつながっていくだろうというふうに思っております。

そういう環境下にあるということは当然認識しておるんですけども、また町としては、当課といたしましても、そういったところに対する周知というのもまだまだすべきところの課題というのはあるのかなあというふうに認識してございますので、そこは意を用いて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 言葉を選ばず言いますね、単なる相談窓口では機能しないというふうに思います。本当に抵抗なく相談しやすい窓口、心理的安全性の確保であることと、あとはアクセスのしやすさ、伴走的立場であることについては、簡単ではないかもしれませんが、ここ大事な部分だというふうに思います。窓口をたくさんつくればいいというものではないんですけども、やっぱり間口を広げたりすること、それからやっぱり行政だけでは担えない部分は、民間団体の活用ですとか様々な方策はあるんじゃないかなと思います。

これも現状をちょっとお聞きしたいと思うんですが、女性支援団体存在していると思いますが、現場でいろいろ相談を受けている皆様との対話というのは、どのような形でされているんでしょうか。定期的であるというのか、どういう形なのかなというふうな現状がもしあれ

ば、ちょっとお尋ねしたいと思います。ちょっとそこも入り口だと思うので、そこも活用していけないとなかなかアウトリーチできないのかなというふうに思ったので、お尋ねしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 具体的に、まず定例で今何かの会議自体を設けてということでもないんですが、逆に小さい町のメリットとしまして、保健福祉課内に健康面、子育て、社会福祉、高齢者、いろいろな入り口があるということになりますので、そこがきっかけとなってどの分野につないでいくのが必要かということが分かる。それが民間団体であってもそうだとということになりますので、どのチャンネルでのつながりか、入り口は変わるかもしれないんですけども、確実に当課というところでひとつ支援体制というところにつなげていけるということはあるのかなというふうに感じております。現状とすれば、そういう状況でございます。

○議長（菅原辰雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

伊藤俊議員の一般質問を続行いたします。

伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、続けてちょっと質問をしてみたいんですが、相談窓口についてお話しさせていただきましたが、町としては、重層的支援体制整備事業を軸として進めていくという中で、相談であるとか多機関協働であるとか、それから参加支援等々もありますけれども、今、現状では問題を抱える方について、相談であり、次はいろいろ課題があった場合は保護ですとか、いろいろ段階を踏んでいくと思うんですが、支援が必要な方に対する孤立させない地域づくりであったりとか女性の尊厳回復を目的とした居場所づくりというもの、この女性支援新法の中では大事にしている部分なんですけど、この居場所づくりについて町として現状どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 具体的には、今後の検討課題ということになるかと思います。おっしゃるとおり、そういった環境づくりが現状とすると当町にはないのも現実でございます。

すので、そういった面は、入り口と相談と体制整備と含めまして次の関係、それから当然に支援をしていくということで、多くは宮城県が設置する機関が担っていくということになるうかと思しますので、あそことの連携とかも含めながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） そこをぜひ具体的に進めていただきたいなというふうに思います。

町が主体となって進めていくことには変わらないと思うんですが、先ほどおっしゃるとおり、民間団体の相談ケースも増えているというか多いんですね、現状としては。これは3月の議会と住民の懇談会の中で出た話題でもあるんですけども、NPOさんのほうで、当町だけではなくて登米市とか気仙沼市も含めてなんですけど、300件を超える相談が寄せられていますと、もうケースとしてはすごい蓄積されているんです。じゃあ、そこをどうつなげようかという部分がまだまだちょっと足りていないというのもまだあるというふうに思いますし、具体的に女性支援新法をどのように扱うかという具体的な方針とか指針となるものがなかなか当町においては無いというのが逆に実情ではありますので、ぜひ、そこはないからこそ逆に具体的な施策をつくってほしいかなというふうに思います。

ちょっとここで女性支援新法というのは支援政策が主となる話なので、関連という形でお聞きしたいと思うんですが、支援だけではなくてやっぱり環境づくりというのは大事なかなというふうに思います。その中で、女性支援新法は女性側へのアプローチが主になりますけれども、啓発とか情報提供とかという部分、環境づくり、基盤づくりという部分では、これ逆側からの視点なんですけれども、男性のほうの視点からのアプローチも必要なあというふうに思います。

ちょっと具体例を申し上げますと、当町の場合、高齢者世帯が増えておりまして、夫婦お二人で暮らしているケースが非常に多いと思います。その中で、やがて寿命が来た場合に男性のほうが取り残された場合、実は家事とか、料理も含めてですけども、何もできないというケースもまだまだ多く存在するのではないかなというのが現状だというふうに思います。

そうなってくると、そうなる前に、これ女性新法は女性からのアプローチが主ではありますがけれども、一体的に家庭環境づくりは一緒にやっていくという投げかけも支援の1つかなというふうに思いますので、男性が困るからという理由じゃないんですけども、孤立させないため、それから、昨日、千葉議員の中で健康寿命の話もありますけれども、こういった生活の基盤となる部分が整っていないと、アプローチしていないと、そうなったときに困るの

は誰かという、結局、自分というふうになってしまいますので、その辺のアプローチして
いただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 昨日の御質問も含めて何度も出てくる言葉としまして、重層的
支援体制整備事業ということでございます。何も何か新しいことをしようということではな
くて、これまでも取り組んできている内容を少し体系的に整理して、どういった取組ができ
るのかみたいところを考えながら進んでいくということになるかと思います。

そうした視点から見ると、視点が変われば見方も変わってきて当然なんですけれども、女性
であったり男性であったり高齢者であったりお子さんであったり、いろいろな見方があるん
ですけれども、あえてその垣根、言葉的に行政的なよく言われる言葉とすれば、縦割りとい
う言葉を除きたいという取組であるわけなので、そういったところをうまく、どの視点に立
ってもそういった支援が必要な方に早めにアプローチができるような取組ということを構築
していく必要があるのかなあというふうに思っていますので、なかなか具体的にこれがとい
うことにはなりづらいんですけれども、できる限りそういったことが体系的に整理できるよ
うな取組については進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、ぜひ進めていただくことを期待しまして、3番目に行きたいと思
います。

あえて質問項目に上げさせていただきましたが、以前もこのようなお話、議場の中でもあつ
たかと思うんですが、女性の管理職を増やそうとか、あと地域の会議の中で女性の委員を増
やそうとか、いろいろ数値目標的なものもあつたかというふうに思うんですが、まず根底に
働き続けられない背景には、やっぱり雇用の問題だけではなくて複雑多様化している課題が
散見されるわけだというふうに思います。家事、育児、介護、地域活動の負担や職場環境、
キャリア形成の機会の不足など等々、複合的に絡んでいるというのがこの問題かなあとい
うふうに思います。

町として、特に一番若年女性世代の町外流出というのはどこの自治体でも課題となっている
部分ですが、その世代の課題であるとかニーズであるとかを把握していく努力や姿勢がな
かなか見えづらいと、ああ、やっぱりこの町じゃなくて違うまちに住んだほうがいいのかと
単純に思ってしまうんですけれども、そこに対する現状把握の努力について、町としては今
どのような形で行っていますでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 若年世代の女性がどれぐらいの範囲、世代のところを指すかなあといふところもあるんですけれども、町といたしましては、例えば、定期的に地域のニーズを調査するようなアンケートとかというのは今現在のところ行っておりませんで、どうしても、例えば、総合計画などの策定期間に全町的なアンケートの集約といったところが、いわゆる反映をされている内容になっているのかなと思います。

最近といっても数年になりますけれども、主体的に地域の方々がお集まりになって行政のほうに声を届けようというようなのも、女性の方々がそれこそ中心になって活躍をされているケースなんかもありますので、そういった取組を行政としてはしっかりと後押しを後ろ支えをしていく必要があるのかなあというふうには考えています。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） すみません、若年女性世代の分け方がちょっとアバウトだったのでなかなか答えづらかったのではないかなというふうに思うんですが、ちょっとこの話はまた学校現場との関わりが出てくると思うのでそこは分けて考えたいと思うんですが、主にやっぱり多く聞かれるのは、20代、30代の女性の方々の定着率というのはよく話題に上がると思います。そこをどうしていくかというのは、やはり雇用、家事、育児、介護などといういろいろ絡んでくるので、なかなか一概にどれがというのはないんですけれども、ちょっと絞ってお聞きます。

女性を地域に残すための施策ではなくて、女性の方々が住み続けたいと思える地域をつくる施策ということで、雇用の機会と選択肢をいろいろ確保することというのは、まず着手できる部分かなあというふうに思うんですが、例えば、小規模及び在宅企業を応援していくことであるとか、当町の場合、結構起業について自分で事業を起こす方というのは非常に多いかなあというふうに感じておりますので、逆に輪であるとかつながりをつくっていくことは、行政単独ではできなくても、女性支援団体との連携などで幾らでもちょっと先例はあるんじゃないかなあというふうに思います。

ぜひ、そこは単に事業所に就職という選択肢だけではなくて、いろいろな選択肢をつくっていく後押しをぜひ望みたいと思うんですが、そこに積極的に取り組む考えはいかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） あらゆるケース、スタイルでそういった社会的活動に参画するとい

うのは、どのような方々にもチャンスというか機会は均等に与えられるべきだと思います。

ただ、その前段としては、やはり先ほどもお話しありましたように、どうしてもライフステージというか年代によっても様々異なりますので、やっぱりそこは地域の声、本人の意思というのが一番に尊重されるべきだと思いますし、そのため、例えば、町のほうでは職業紹介所において、そういった一人一人のニーズを聞きながらその人のライフスタイルに合ったお仕事を紹介したり、そういったきめ細やかな対応というのも心がけて取り組んでいるところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

では、もう一つの側面お聞きしたいと思います。働きやすさと共に、ここちょっとかなり毎回話題に上がると思うんですけども、孤立しない子育ての環境づくりも、先ほど答弁にあったとおり、行政としてはインフラ整備、そして事業所、民間側にはいろいろな意識の向上を図る啓発を行っていくということでございましたが、そうすると、そのインフラ整備なるもの、子育て給付だけではなくて病児保育であったりとか一時預かり、保護者ネットワーク、相談支援、ここでも相談支援と入っているんですけども、今後、行政が主体となって進めるべき基盤づくりについて、今後どのように、もう既にできているものもありますので、今後さらに取り組んでいく部分があれば、そこはこの場でお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） まさに、やはりそういった支援を考えるときに一番重要なのは当事者の声だと思うんです。ちょっと繰り返して登場しますが、先ほど子育て世代のママさん方の団体であったりとかやっぱりしっかりそういった声が今町に届き始めているので、そういったのをしっかりと尊重し検討しながら進めていく機会が必要かなというふうに思いますし、もう一つには、やはりそれには幅広い世代の声というのも必要ですので、先ほど議員のお話の中にありました町内にも女性支援団体等ございますけれども、そういったところとの意見交換というのも今後必要になってくるかなあというふうには考えております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） ぜひ、いろいろな角度からいろいろな声を集めながら進めていただければというふうに思います。

では、1件目の4点目、学校教育中での人権教育、男女共同参画の理念について何点かお

尋ねします。

先ほど教育長答弁で大部分聞きたいことが入っていましたので、ここではもう本当に限定してお聞きしたいと思います。先ほどいろいろなことを取り組んでいることは答弁の中で分かりましたが、教育長として御自身の経験もあると思いますし、また教育長という立場になっていろいろな学校を今見られていると思うんですが、いろいろな変化も恐らく今まで見てこられたんじゃないかなというふうに思います。その中で、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見などというのは、現状、まだ学校の中では存在しているという認識なのか、それとも大分そこもなくなってきたのかなという認識を、できれば小学校と中学校、分かる範囲でお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） それでは、今、経験を踏まえてということですので、自分の教員それから管理職時代の経験も踏まえた、あと現状、今の職で学校訪問することもありますので、それらを踏まえてお答えしたいと思います。

まず、学校における人権意識というところでは、私としては、校長会議の折に毎回、子供であっても性差、職階にかかわらず、持っている人権はみんな同じだということですので、子供も尊重されるべきだということは校長を通して教職員全員に何度も毎回毎回周知していることをございます。そこは根底にあります。

その中で、無意識の偏見ということですが、今の校長にも性差による人権の差もないということは言っているものの、やはり教員の中にはまだまだ男だから女だからという意識が、言葉には今少なくなったと思うんですけれども、どこかではあるのは否めないものと思いますので、学級経営や学習活動においてもどこかしらで、差別までは行かないと思うんですけれども、何かしらの差異はあるのかなあとは認識しております。

そこについては、恐らく教員でも年代層によって、いわゆるベテラン層、私の所感ですが、50代の教員には昔ながらの男、女という認識が強い傾向があることは感じておりますし、逆に若い世代であれば、自分たちが育ってきた環境から、特に男子、女子に対する違った見方というのは非常に少なく接していただけるのかなあと思っております。

それから、固定的なということで今申し上げたとおりですが、先日も、校長会議の折にはヒドゥンカリキュラム、無意識の偏見というのがあるので、そこはやはり校長として教職員にしっかり言わなくちゃならないですし、そういう同調圧力ではないですけれども、無意識の偏見につながるようなことを意識してしっかり学校経営をしてくれということをお伝えして

おります。

小学校、中学校においての違いということですが、職員、教員に関しては、おおむね年齢層によるものが大きいかなと思います。子供同士のことで考えますと、小学校においては、今、本当に活動は男女一緒に当たり前になっておりまして、例えば、いろいろな野球をするときも、従来であればこれは男子、これは女子というくくりでの決め方もあったと思うんですが、今は、昨日の自主性、主体性とも同じですが、やりたいややってみたいを尊重して、男子、女子にかかわらず、できることをしっかり応援するという体制ができています。

中学校においては、生徒同士はやはり成長期でありますので思春期の男女を意識することはあるかと思いますが、各校においては、生徒会役員も女子が生徒会長をすることは今当たり前にありますし、男子がこの役、女子がこの役という固定観念は、生徒の中でも非常に今はないものと思っています。

あとは課題としては、やはり教員の考え方が、生徒に対してこれは男の役、女の役というところをいかに排除しながら、互いの人権を大事に、お互いを大事にするという意識を醸成していくことは今後も課題であると思いますので、校長会議等を通してしっかり教職員に伝わるように、これも校長に言った放しではなくて、あるときにはどのように発信したか、どういう点を言いたいかということも評価しながら、町の教育推進をしてまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 非常に御丁寧な答弁ありがとうございます。

単なる男女平等論でもなく、子供たちが多様な生き方を選択できる地域をどうつくるかも学校の大事な役割かなというふうに思います。

その中で、今、教育長が課題に上げられました教員の皆さんの考え方を今後どうしていくかという部分、この男女共同参画とか人権教育については、恐らく教科書もあるとは思いますが、教科書ではなくて日常の学校生活の中で学ぶこと、これは先日の須藤議員のお話を聞いていても私もそう思いました。学校行事や委員会活動、生徒会活動などにおいても、これすごく大事な部分をここでできるのではないかなというふうに思いますので、ちょっとこの話、3件目でもまた触れたいと思いますので、1件目の質問をここで終わりたいと思います。

今日の議論のポイントは、また私のほうでも整理しまして次回に継続することを確認いたしまして、1件目の質問を終わります。

では、続きまして2件目の質問を自席から行います。

松くい虫対策は急務な状況では。

松の防風林や防潮林など防災機能を有するとともに、本町の自然景観や観光資源としても重要な役割を担っているというふうに思うんですが、一方、町内の観光施設周辺、道路沿線などで多くの松くい虫被害が確認されているというふうに認識しております。被害木の増加による倒木リスク、管理費用の増大、管理の担い手不足など様々な課題が顕在化している中、適切な保全と管理体制の構築は急務であるため、その考えを伺います。

1つ目は、町における被害状況と対策の現状はいかがでしょうか。

2つ目が、被害エリア周辺の安全対策は。

以上について答弁を求めます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） それでは、御質問の2点目でございます。松くい虫対策は急務な状況ではについてお答えいたします。

初めに、御質問の1点目、町における被害状況と対策の現状についてでございますが、松くい虫被害につきましては、本町においても森林資源や景観等に大きな影響を及ぼす重要な課題であると認識しております。

町内における松くい虫被害の状況につきましては、被害箇所が広範囲に及んでおり町内全体の状況を全て正確に把握することは困難ですが、松くい虫は県内全域で確認されており、被害量は減少傾向にありましたが、昨年は夏の高温少雨により増加が報告されております。宮城県の統計では被害量は伐倒駆除量を基に集計されておりますので、実際の現場被害状況とは異なりますが、町内の被害状況については、令和7年度のFSCモニタリング植生調査においても、夏の高温によりアカマツの被害拡大が報告されております。

町有林の対策についてですが、範囲が広大なため、観光施設や住宅地周辺など優先順位をつけ、被害木の伐倒駆除等をしております。

私有林については、森林所有者が補助金等を活用し伐倒駆除を行っているケースもありますが、森林所有者の高齢化や相続未登記などによる放置山林が多く、伐倒駆除ができていない現状にあります。

次に、御質問の2点目、被害エリア周辺の安全対策についてですが、現在行っている巡回に加え、公園管理者や道路沿線管理者とも情報連携し、町有林においては必要に応じて立入注意看板の設置や立入制限も検討したいと考えております。

なお、神割崎周辺の守るべき松林として指定されている高度公益機能森林においては、森林

病虫害等防除事業として薬剤の地上散布を行っており、令和８年度事業としては今月中に散布予定です。また、神割崎キャンプ場内では昨年度に危険木の伐採を行っております。

今後、町有林においては、地域の実情に合わせ、松の単一林から自生しているタブノキなどとの混交林化の検討を進めてまいります。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○２番（伊藤 俊君） では、答弁いただきましたので質問を続けてまいります。

ポイントは、やはり被害は一旦減少したがまた拡大しているということでございましたし、やっぱり近年の自然環境の影響というのをすごく受けているというのが、この松くい対策の一番困った問題かなというふうに思います。

最近ちょっと心配されるのは、やはり暴風警報の発令が非常に増えたちょっと実感もあります。そうなってくると、単に防虫だけではなくてやはり危険リスクの除去というのはやらなければいけないのかなあというふうにはちょっと感じておりましたので、今回、質問させていただきます。

一応現状把握については、今、答弁あったとおりでございますけれども、危険木の対応とかについては、例えば、町民からの通報件数について、今増えてきているのか、それともそんなに変わっていないのか、ちょっとその辺りお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 通報件数ということですが、通報件数についてはそれほど多くは来ておりません。ただ、危険箇所、当然、町有地における危険な倒れそうな松くいに侵された松、そういった部分の相談というのはありまして、そういった部分について、町有地の部分については特に住宅とか生活に影響を及ぼす松については、即伐採するような対応を行っております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○２番（伊藤 俊君） すぐにリスクを除去しているというふうなお答えでございました。

一応、町有林にあるのか、または私有林なのか、またちょっと種別もあるというふうに思いますし、何も倒木は松くい虫だけではなくて本当に様々な木に関することですので、一概にはちょっと防虫対策に限定しているものでもないのかなあというふうに思うんですけれども、町として、現状、防除予算については当初予算で計上された森林病虫害等防除事業委託料というのが項目だと思うんですが、一応、現状はこれだけになるのでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 町として、例えば、先ほど町長の答弁にもありましたように、守るべき松林といいまして神割崎周辺とかそういった部分については、町の事業として地上防除策を行って今月中に行う予定となっています。

なお、ほかにも森林病虫害等防除事業補助金というのがございまして、これは個人の私有林におきまして松くい虫の被害等ございました場合、その経費の3分の1以内、10万円上限として補助を行っている事業もございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 委託料と補助金もあるということで分かりました。

どうしても全てをカバーすることはかなり限界だろうなというふうにも思いますけれども、神割崎の話は出ていますし、県の資料、松くい虫被害対策事業推進計画を見ると、いろいろ項目があって、高度公益機能森林というのが神割崎の部分、今のやり取りの中でもありましたけれども、データでいくと今年、令和8年4月に出されたものを見ているんですが、南三陸町の場合、対策対象の面積の合計が203ヘクタールというふうに出ているんですけれども、これ全体の面積に占めるこの203ヘクタールの割合というのをちょっと計算したいので、もし数値があればお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） ちょっと手元に数値ございませんので、今お答えしかねます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。では、これはまた次の展開にも関わる部分ですので、ちょっとまた後ほど御回答いただければというふうに思います。

どうしても全てをカバーすることに限界があるのであれば、やっぱり重点保全地域というのが町のほうでも指定されていると思うんですが、先ほどお話しあった神割崎以外に重点保全地域として主なものをお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 神割崎のほかに田束山、あとは歌津の尾崎、それからひころの里、それらが守るべき松林となっております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） そうすると、ちょっともう2番の話にも関わってくるんですけれども、被害エリアの周辺と呼ばれる部分、特に観光スポットであるとか、あとは公共施設の周辺であるとか、あとやっぱり道路、生活道路及び通学路も含まれるかどうかはちょっとまた調べ

てみないと分からないんですけれども、そういった部分の安全対策を強化していくというのは、松くい虫の対策本体と共に、それに関わる部分としてはちょっと喫緊の課題かなというふうに感じております。先ほど言及しましたが、やっぱり暴風警報の発令というのがここ最近すごく多くて、私どももいろいろな道路を通るたびに、この木が倒れてきたらどうなるんだろうとちょっと怖さも感じながら走るケースというのは少なくはないというふうにちょっと思っています。

あともう一つ、直接的な被害が出ないことを祈ると同時に、ライフラインが張り巡らされている近くのライフラインの断絶リスク等がある箇所についての安全対策もやっぱりカバーしていかなければならないと思うんですが、その点について現状はいかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 議員おっしゃるとおり、今、被害木があちこちありまして、特に生活道路ですとかそういった部分にあるのを目にしております。そういった部分については、道路管理者とか、あと今おっしゃったライフラインについても、例えば、水道の浄水場ですとかそういった部分にも影響がある場合は、それらも担当課と連絡を密に取りながら対応に当たってまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） ぜひ、担当課との連携で対策強化をしていただければなというふうに思いますし、実際、実は私も先日、ちょっと岩手県の県道を走っていたら、まさに倒木箇所に当たりまして、通行止めの表示もなかったものですからそこに至るまで何も知らずに走行してきました、恐らく1キロぐらいずっとバックで戻ったという、要は県道でありながら待避所もなかったので、ちょっとなかなか難しいケースが多いなというふうに思いました。

あと実は、先月の暴風のときも、当町から大川小学校に向かう道路、国道398号線においても、これ片側だけ塞がっていたので通行はできたんですけれども、松くい虫じゃない木が簡単に倒れていましたので、ちょっとこれはもうすごく生活に関わる部分についてはすごく大きな影響があるのかなあというのが増えてきたように思いますので、全国的にも高速道路で倒木発生して通行止めになったケースとかも散見されていますので、町でできることについては、全てがカバーできるわけではないんですが、ぜひ鋭意、緊急的な形で対策を進めていただければなあというふうに思います。

最後、1点だけお聞きしたいと思うんですけれども、財源として防虫対策については森林環境譲与税のメニューにも入っているかと思うんです。実際、入っているんですけれども。単

純に対処療法だけでも限界があるというふうに思いますし、できることは様々伐採だけではなくて、そこにもメニューがあるのでできることはいろいろあると思うんですが、財源として森林環境譲与税を活用した中長期的な視点に立った取組というのは、現状お考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 議員おっしゃるとおり、森林環境譲与税の使途の部分について、使い道ですね、松くい虫等被害木の処理等ございますが、ただ、あることはあるんですが、実際、近隣市町村でそれを上げたところ、ちょっとうまくないような話を聞いたんですけれども、ただ、これについては確かにメニューに入っていることなので、実は今月、来週、6月の10日に林野庁さんのほうと実際、森林環境税の使途等についてヒアリングを行う予定となっております。その際に、この松くい虫の伐倒駆除ですとかそういった部分に確実に使えるのかどうか、それらも含めて協議する予定となっております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

今回はここまでにしておきたいと思うんですけれども、とはいえ、もう一度申し上げますが、緊急的な対策の要素も含んでおりますので、ぜひ国・県とも連携しながら町としてできることを進めていただければというふうに思います。

以上、2件目終わります。

3件目、自席から質問させていただきます。

教員の働き方改革を進めるためのコミュニティ・スクール運営をということで、働き方改革を進めていくことは喫緊の課題であるが、一方で学校に求められる役割は多様化しており、学校だけで課題を抱え込むのではなく、地域全体で子供を育てる仕組みづくりが重要となっております。要は、教員の働き方改革を進めるために中核的役割を果たすのがコミュニティ・スクールというふうに思いますので、その運営について、役割と責任、実効性はもちろんのこと、継続力を持たせることが必要であることから、その考えを伺います。

1点目は、教員の働き方改革を進めるに当たり、学校教員業務の見直し状況は。

2つ目が、今後、さらに地域の方々と連携、協働していくための仕組みは。

以上について教育長に答弁を求めます。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 伊藤俊議員の御質問の3件目、教員の働き方改革を進めるためのコミ

ユニティ・スクール運営をについてお答えいたします。

まず、御質問の１点目、学校教員業務の見直し状況につきまして、本町においては、教職員の長時間勤務の是正及び心身の健康確保を図るため、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を令和８年３月に策定いたしました。本計画は、教職員の業務量管理や健康確保措置を含む働き方改革を推進するため、令和８年度から令和11年度の４年間を計画期間とし、目標や取組内容等を定めたものです。

本町では、令和３年４月に南三陸町立学校の教職員の時間外業務時間の上限に関する方針を定め、教職員の在校等時間の適切な管理とその縮減に取り組んでまいりました。

教職員の時間外勤務につきましては、全体として縮減傾向にはありますが、ＧＩＧＡスクール構想の推進など教育環境が大きく変化する中で、授業準備等や部活動の指導等の教職員の業務負担は依然として大きく、令和７年度においても時間外勤務が月80時間を超える教職員が依然として見られる状況です。教職員だけで全てを抱え込むのではなく、地域や関係機関と連携、協働しながら学校運営を進めることが重要であると認識しております。

文部科学省が示す学校と教師の業務３分類を踏まえた業務の見直しを行い、教職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境づくりを進めるとともに、コミュニティ・スクールにおける継続的な議論を通じ、地域全体で子供たちを支える体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

御質問の２点目、地域の方々の連携と協働の仕組みについてお答えいたします。

本町では、教育振興基本計画に基づき、地域に根差した教育活動を進めており、総合的な学習の時間などにおいて、地域人材の皆様に御協力いただきながら学習活動を行っております。こうした取組を継続的に進めるためには、地域の善意に頼るだけではなく、協働が仕組みとして機能する体制づくりが重要です。

このため、学校運営協議会委員や公民館を中心にコーディネート体制を整え、地域人材の情報整備や体験活動の調整、学習プログラムづくりの支援など、学校と地域をつなぐ役割を担ってまいりました。

これにより、地域と学校の協力関係がより組織的に進むとともに、授業支援や見守り活動などを地域の方々と分担することで、教職員の負担軽減にもつながっております。

今後も、地域と学校が協働して子供を育む体制をさらに充実させてまいります。

○議長（菅原辰雄君）　ここで昼食のための休憩をいたします。再開は１時10分といたします。

午後０時０２分　休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

伊藤俊議員の一般質問を続行いたします。

伊藤俊議員。

○2 番（伊藤 俊君） それでは、お昼を挟みまして、先ほど 3 件目の答弁はいただきましたので、残り時間をちょっと意識しながら幾つか聞いてまいりたいというふうに思います。

教員の働き方改革の本質は、もちろん残業削減という明確な目標ももちろんありますけれども、同時にやっぱり本来の業務である子供と向き合う時間を教員の皆様が確保し教育の質を高めることが目的というふうにもありますので、ぜひその辺を意識した形で進めていくことを、先ほど答弁もいただきながら進めていくことを期待もしております。

ちょっと具体的に、では働き方改革を進めるに当たり、その見直し状況はということで先ほど伺いました。では、まずは分かりやすい形で具体的な目標を定められた業務量管理・健康確保措置実施計画の中で、当町における年間超過勤務の数字、私、ちょっと手元が令和 7 年度がなくて令和 6 年度の数字なので、それを基にお話はしているんですけども、令和 6 年度の公表されている数字については、今日、1 つだけ取り上げますが、年間の超過勤務 360 時間を超えた人数が全体の 53% でありました。先ほど答弁の中では、令和 7 年において月 80 時間、こういった方もいらっしゃるというふうに御答弁いただきましたが、月ごとにどうしても忙しい月、忙しくない月があるので一定の数字ではないとは思うんですけども、この超過勤務短縮の目標というのは、教育委員会ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まず、教育長の答弁でもありましたように、令和 3 年に南三陸町の教職員の時間外業務時間の上限に関する方針というのを定めております。この中で、1 か月の時間外在校等時間については 45 時間以内、また 1 年間の時間外在校等時間については 360 時間以内といったことで設定をさせていただいております。

その後、令和 4 年からの経過の中で、なかなかコロナ禍といった状況もありながら、この目標というか上限についてはクリアできない、そういった状態でございましたので、まずは教職員の意識、時間管理、時間意識の問題についてやっぱり改善が必要なんだろうといったところで、都度、校長会議において、教育長からその辺りを校長先生方にお話をさせていただいた経緯がございます。

その後の直近の3年間の経過で申し上げますと、毎月45時間以上の職員の人数に関して学校から報告いただいておりますが、令和5年度に関しては、月45時間を超える教職員については延べ137人いらっしゃいました。令和6年度はそれが84人、そして令和7年度は30人といった状況で、数字上はこのとおり縮減傾向になっているといった状況でございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 今、お答えいただきましたが、やっぱり忙しい月と比較的そうでない月も、月によってばらつきもあると思いますので、それを今後、月ごとにいろいろまた多い月はどうしていこうかという部分も恐らく検討が入るかと思うんですが、全体として数値をやっぱり下げていく傾向というのは変わらないのでは、要は、減り続けていますので、これを限りなく少なくしていくのは今後また変わらない目標だと思いますので、その辺は鋭意取り組んでいただければなというふうに思います。

あと民生教育防災委員会のほうで教育委員会のほうに聞き取り調査した際に、同時に計画実施に当たって、学校と教師の業務の3分類について、町として全部ではなくてこの中で選んで重点的に取り組んでいきますというふうになっていたと思うんですが、その後、この重点的な取組については整理されていますでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 議員おっしゃる学校と教師の業務の3分類につきましては、これももともとは文科省から提示があった業務でございまして、全部で19項目がございまして。この中で、現状、本町の学校現場に照らし合わせた場合に、当然、できているものとできていないものといったところの整理はつけておりますけれども、その中でできていない部分に関しまして、重点的にこれからこの計画にも盛り込みながら進めていくといったところを9項目選んでおります。

この計画期間については4年間ということで、令和11年度末までの計画期間としておりますが、なるべく早い段階でそれぞれの見直し業務について見直しをつけていきたいなというふうには捉えております。

当然、例えば、その中では部活動の地域展開であったり、それから地域学校協働活動の関係者間の連携体制であったり、そういったものがございまして、これら一つ一つしっかり学校と連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。またちょっと違う機会に、より詳しくいろいろとお聞き

したいなあというふうに思います。

じゃあその中で、今回の一般質問に当たって働き方改革を進めたり学校運営協議会、コミュニティ・スクールが中核的な役割を果たすべきものかなというふうに思いましたのでお聞きしたいと思うんですが、先ほどのいろいろな形で教育振興基本計画等々に基づきながらいろいろな体制づくりを進めていますと、その中でコーディネート体制は整えましたというふうにお答えもいただきました。

ちょっとそこで現場の声との整合性をつけていきたいと思うんですが、まずコミュニティ・スクールというのは年3回の会議となっておりますので、逆に言うと、年3回の会議で当年度のいろいろな地域との関わりでやる事業を遂行する部分と、あと次年度についても、結局、例えば、今年度のいろいろなところを評価して次年度にどうつなげていこうかという部分も恐らく会議の中で話し合われていると思うんですが、継続的にしていくために、やっぱり年3回の会議でどこまでできるのかなというのはちょっと思っておりまして、その点については年3回で本当に十分なのかどうかという部分のお考えがあればお聞かせいただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 今、現状、どの学校も年3回の学校運営協議会で行っております。5月の中旬に今年度の内容等について確認、10月に中間の報告と後半の予定、2月の3回目に年間の反省と次年度の計画ということで3回でございます。

現状では、私が参加している感覚では、現在の活動状況であれば3回でも可能だとは思いますが、今後、議員おっしゃるとおり、さらに地域との連携や関係性を近くして両者が当事者として学校運営に当たるという面では、今後、逆に運営委員さんのほうに、こちら側から現在の運営状況についてどうかということも御意見も伺いながら、年間の開催回数については3回が決まりというわけではありませんので、地域の実情に応じて柔軟に対応してまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 継続的な取組をしていくためにちょっと懸念点があるとすれば、やっぱり教員の皆様の転勤のタイミングであつたりとか、あとは地域の今関わっている皆様がちょっとそろそろ引退しようかな、身を引こうかなというときに、じゃあ次をどうするのという話のときに、担当の教務主任なり教頭先生なりがどうしても負担に思う部分というのは、特に新任の先生においては、全く地域が分からなければどうしていいかまず分からないという

入り口の部分も悩みの部分ではないかなというふうに思いますので、地域人材の確保については、継続的にしていくために今から土台をつくっていかねばいけないと思うんですが、その取組についてはどうお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 現在、学校運営協議会の人数は15名以内ということで、学校の地域の方、それから学校の事務局を務める者と、あと中学校区でお互いに小中学校から教員が参加するという形で委員の構成がなされております。

委員の中には、地域を広く知る方が中心でございますし、地域への声かけ等を頼れる方が中心で、確かに議員おっしゃるとおり年齢的にも上の方が多いのが実情です。ある学校によっては、20代から30代の若い方も委員にあえて委嘱している学校もありますので、委員の年齢構成についても、確かに今後の持続性を考えれば考える必要があるのかなと思います。

現在の委員さんは、コミュニティ・スクールが始まって4年ということは昨日も申し上げたんですけれども、これまで学校運営評議員として関わってきた方等に委嘱した経緯もあり、年齢層が上になっていることは否めないところでありますので、今後、さらに推進していく上で、現在の委員さんから後継者の御意見を伺う、それから学校の現場として保護者の方にもより協力をいただくということも含めて、地域の委員の人材を学校側が積極的に声かけをして、新たな展開を生むような人材委員構成を積極的に進めていきたいと思います。

このことについては、学校のほうにもしっかりと校長会議を通して共有してまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

それで、コミュニティ・スクール運営に係る経費的な部分というのは、例えば、教育委員会のほうで具体的にお考えがあるかどうかなんですけれども、何を言いたいかというと、結局、先日、ちょっと中学校の会議のほうにお邪魔しましたが、課題となっている情報の周知とか共有の部分について、広報紙の作成も行われておりますが、実は費用が高くなって年2回の発行が年1回になりましたとか、何か知る機会が失われているのにそれが課題となっているのはどうなのかなという部分もありましたので、その点について今後何か改善策があればお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 周知についてですけれども、現在、学校では公民館だより等を活用し

て周知等を行っております。前回、私も伊藤議員さんと御一緒した会議では、学校だよりも積極的に載せたり、それからPTAの広報紙にも載せている学校もありました。実はPTAの広報紙に学校運営協議会の内容を載せているというのは、恐らく町内では1校だけだったと思いますので、そのように経費がかかることではあるんですけども、既存の広報メディアや方法をもっともっとうまく効果的に活用するように、学校のほうに働きかけてまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、時間がまいりましたので終わりにしたいと思いますが、今日、男女共同参画推進のためのいろいろな取組についても触れさせていただきましたが、ぜひ、学校現場でも、教えて育む教育と共に、共に育てる共有、これは実は今回の行政視察のほうでも大分印象的だった言葉なんですけど、ぜひ地域の多様性を子供たち、そして保護者も一緒になって知る機会をつくってほしいと思いますので、コミュニティ・スクールの周知、そして共有をより実効性のあるものに変えていってほしいと思います。

その点について、何か教育長の、もう1回言いますね、教える、育むではなくて、共に育てる教育環境をつくっていくために何かお考えがあれば、最後お伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 最後に、では私の考えを述べさせていただきます。

おっしゃるとおり、今、教師側が一方向的に教えて導くというよりは、教師側が子供たちの思いや主体性を支えて育むことが重要視されております。重要視されて、言葉ではしていてもそれを現場で全ての教職員が実践しているかというところは、まだまだ私たちも努力が必要だと思いますので、共に育てることを、全町全教職員が一枚岩で南三陸の子供たちをしっかりと育てるんだという思いを持てるように、教育委員会として私はじめ校長会を通して校長にもしっかりとお伝えをして、全教職員体制で臨めるように環境整備も含めて臨んでまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 以上で伊藤俊議員の一般質問を終わります。

次に、通告6番、後藤伸太郎議員の一般質問を行います。質問件名、内部統制について。以上1件について、後藤伸太郎議員の登壇発言を許します。後藤伸太郎議員。

〔8番 後藤伸太郎君 登壇〕

○8番（後藤伸太郎君） それでは、ただいま議長から登壇の許可をいただきましたので、壇上

より一般質問をさせていただきます。

今議会では6人の議員が一般質問すると、最後ということでもありますので頑張ってまいりたいと思います。

質問件名は、内部統制についてということで、町長にお伺いいたします。

新年度がスタートして2か月、職員の皆さんもそれぞれの新しい環境に慣れてきた頃だと思います。しかしながら、この間、町長、副町長が謝罪をする場面が何度かありました。公的機関として間違いのない事務を執行していくため、内部統制をより充実させる必要があると思いますことから、町長の所感を3点に分けて伺いたいと思います。

まず1点目、不適切な事務等への対応と再発防止の取組は十分か。

2点目、内部統制基本方針の策定や内部統制評価報告書の作成などに取り組む考えはあるか。

それから3点目、思い切った施策を展開するためには、やみくもに厳しく引き締めるばかりでなく職員が自由な発想で働ける環境を整える必要もあると思うが、そのバランスをどう考えるか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 後藤伸太郎議員の御質問、内部統制についてお答えいたします。

なお、阿部司議員の質問においてお答えした内容と重なる部分もあるものと思いますが、あらかじめ御了承いただければと思います。

御質問の1点目、不適切な事務等への対応と再発防止の取組が十分であるかどうかについてお答えいたします。

過般、住民情報システムの不適正利用事案及びギンザケ種苗生産試験用発眼卵購入業務における不適正事務事案として御報告等させていただいております2つの事案のほか、これまで特に震災後の復旧・復興期から各種不適正な事務が発生しているといったところが実際であり、その都度都度において必要と認めた対応を図り、再発防止に取り組んできたところではありますが、ここに至った結果としては十分ではなかったという評価につながるものであると考えております。

阿部司議員の御質問の際にもお答えいたしました。今後におきましては、不適正事案の防止、抑止に向け、でき得る限りの対応について適時的確に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、内部統制の基本方針の策定や内部統制評価報告書の作成に取り組む

考えについてお答えいたします。

内部統制は、企業や団体が不正な行為や人為的ミスといったことの発生を防ぎつつ、各種事務事業を有効的、効率的に実施し、法令遵守や資産の保全を実現するために組織内において整理、運用されるルールや業務プロセスの仕組みを言うものであると理解しており、地方公共団体における内部統制に関しては、地方自治法第150条において、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するためのものとして定められているところであります。

町組織においては、例えば、財務に関する事務であれば財務規則、職員規範といった事柄に関しては服務規定や倫理規定といったように、目的あるいは対象ごと必要と認める各種の定めを行っているところであります。

御質問においては、内部統制に関する指針の策定といったことではありますが、町組織として各種ルールを定め、それぞれ必要な範囲、対象に適用していることから、新たに指針を策定するといったことではなく、既存の各種ルールについて周知を重ね、関連法令の施行状況や社会情勢の変化等も見据え、不断の見直しを図るなどしながら、適切な事務事業の執行につなげてまいりたいと考えております。

なお、御質問の内部統制評価報告書の作成といった点につきましては、例えば、法に基づく制度として確立の町監査委員による監査の受検、その結果を踏まえた事務事業の精査、改善といった仕組みに関し、丁寧に適用させることなどで代え得るものと考えております。

最後に、御質問の3点目、思い切った施策の展開に向けた勤務環境の整備につきましては、当然、過剰な引締め等に当たる規制、制限は避けるべきところではありますが、議員御指摘の内部統制の確立に向けては、組織として、時には行政であるがゆえのルールの施行、適用が必要であることは御承知のとおりです。

深刻化する人口減少や住民ニーズ、個人の価値観の多様化といったことをはじめ、社会情勢が刻々と変化する今においては、個々の職員が働きやすく責任感と共にやりがいを感じられる勤務環境の整備について、検討を重ねながら必要と認める見直しを図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 今、町長の御答弁の中にもございましたが、昨日、阿部議員が不祥事についてということで御質問されておりますので、私はそれとはまた少し違った観点でお話をさせていただければなというふうに思っておりました。

今、3点に分けてお伺いいたしましたが、まず1点目に関しましては、これはまさに昨日議論があったところと重なる部分だろうと思いますので、あっさりここは進めていきたいなどというふうに思っておりますが、1つ確認をしたいと思っております。

今日は不祥事と言いますけれども、不適切な事務手続きとかいろいろな表現はあると思うんですけれども、何かよくない不祥事が起きたと。そうしたら、どうしたらいいのかということに関しては、やはり原因を究明すると。なぜそうなってしまったのかということをしつかり突きとめる。それから、じゃあその責任はどこにあったのかということを確認すると。そして、必要であれば処分がある。再発防止、二度とこういうことが起きないようにどうするのかというのが、ここまでは4点セットだろうというふうに思っておりますが、そういったことが起きたとき、不祥事が起きたときへの対応として、この認識は町長共通の認識であるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 今お話しされた4点、そのとおりでございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 過般、様々なことがあったときに、まだ進行中の内容もありますので一般的なことになるかなというふうには思っているんですけれども、この原因、なぜそういったことが起きてしまったのかということについて、昨日の議論を聞いておりました限りでは、個人の資質といいますか、当該の職員の能力であったり心構えであったり、そういったところによるところが大きいというような認識が強かったのかなというふうに私は捉えました。

しかしながら、勉強不足であったり解釈の違いであったり、人間ですからミスは起こり得るものだというふうに思っております。組織としてどうするのかということが重要なのではないかなと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 昨日もお話しさせていただいたんですけれども、これまでの不祥事に関しましては、今、お話しあった勉強不足とか解釈の違いと解釈の間違い、そういったことではないというふうなところでございます。職員として組織人としてそもそもどうなのかというふうな部分のそういったところが原因というふうなところで、昨日も新規職員が後ろに並んでおったので、なかなか言いづらいところもあったところでございますけれども、再発防止といった部分は、ちょっと後ろにいる管理職も含めて原因といいますか、何となくこうい

うことじゃないかなというふうな考えはあるんですけども、そういった部分、ちょっともう一度話し合いながら進めていければなというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○８番（後藤伸太郎君） 認識としては、だからもっと基本的な部分なんだというお考えということでしょうか。

昨日の答弁を聞いていて、ひとつああなるほどと思ったことがありますので、そこについてもちっとお伺いしたいと思っているんですが、私に対しての答弁ではないので恐縮ですけども、自分事としなければならないというような御答弁があったかなと思います。要は、今回は関係ない部署の方も当然いるわけです。全く知らなかったという無関係な部署であっても、対岸の火事とせず今回のことを自分事としましょう、いい教訓としましょうということだと思うんですけども、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） まさに今回の不祥事の原因にもつながるところだと思うんですけども、やっぱり私は、一番は風通しの問題だというふうに思っているところでございます。個々人、職員の悩みですとかそういったところが日々相談できる体制であったりですとか、あとは管理職も含めて定期的な面談をするなど、そういった日々の毎日の業務の中でのいろいろなコミュニケーションの取り方というふうな部分だというふうに思っております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○８番（後藤伸太郎君） 私もそう思います。例えば、財務のことであれば、何かよくない間違った処理をした書類が回ってきたとして、その書類上から、これは間違っているとかこの金額がおかしいぞとかこれは手続おかしいんじゃないかを見つけるのは、逆にすごく難しいんじゃないかなと思います。伝票回ってきて、出納室で何で分からなかったんだみたいな議論もありましたけれども、そうではなくて、もっと日常的な顔を合わせての職場環境の中で、あれ、何かちょっと様子がおかしいなとか、そういったコミュニケーションを日々取り続ける中で、そういったことを防いでいくということが重要なんだろうというふうに思っております。それが今、町長の口から自らそういうふうにおっしゃっていただいたというのは、私としては非常にありがたい歓迎する答弁だったんじゃないかなというふうに思います。

１点目から２点目に緩やかに変化していこうと思っておりますけれども、副町長も、これまでの取組を否定はしませんが、このままではよくないというような認識をお持ちのようでありました。先ほども、再発防止は十分ですかと言ったら十分ではなかったと言うしかないだ

ろうというようなお話でした。

では、新しい取組というか、また同じようなことが起きないために、今までとはここをこう変えて再発を防止していきたいんだというようなお考えがあれば伺いたいと思いますが、今どのようにお考えでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） こういった小さい町なんですけれども、我々が若い頃の業務量と比べると、人口も減っているんですけれども、業務が減ってはいないんです。業務量は質も量も増えておりますし、昨日、福祉関係の話もさせていただいたんですけれども、人が何人いても足りないような状況でございます。そういった中で、少人数で膨大な業務を行うというふうなことにしましては、なかなか今、職員間も余裕がないのかなというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、先ほど風通しというふうなお話をさせていただいたんですけれども、上の意見に従わざるを得ない、なかなか相談もはばかれるような組織では、またミスが起きるというふうなところでございます。そういった環境にならないように、先ほどもお話ししましたけれども、定期的に管理職が面談をすとかといったものも含めて、やっぱり信頼関係の構築というところが一番大切なのかなというふうに思っております。

そういった中で、そもそものミスというふうな昨日お話しさせていただきました。業務の難しい簡単ではなく、そもそも職員のというふうなお話しさせていただきましたけれども、そういった意味では、今、お話ししたような取組を進めていくのが一番なのかなというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 今のは、私に向けてというよりも恐らくこれを聞いているであろう庁内の職員の皆さんに向けた言葉でもあったのかなというふうに思った次第でありますけれども、私の質問は、再発防止のために新しいことをやったほうがいいんじゃないですか、今までの取組ではちょっとやっぱり足りなかった部分がある、じゃあこれを新しくやりますということがあればお聞きしたいなという内容でございました。もう一度お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 今般、いろいろ御心配をおかけしてあります事案に照らして、直接の物理的な仕組みとしますれば、町長から行政報告等でもございましたとおり、請求書その他の行政文書といったものの認識を改めるといったことは再徹底を図るほかないんですが、

受け取った請求書について、担当者限りで保管等することのないように組織で管理する。これは非常に基本的といえますか初歩的な取扱いであるんですが、いま一度、課あるいは係単位で専用のボックスを用いて、課長、課長補佐、係長、職をかかわらず皆さんがその文書の存在というものに責任を持ちましょうといった仕組みの構築といえますか、改めての徹底等を図らせていただいております。

また、町長からお話しされているそもそもの部分といったことに対しましては、何かしら新たな仕組み、制度を導入するといったことではなくて、当然、十分だったかと言われれば町長答弁のとおり不十分だったと言わざるを得ない今であると認識しておりますけれども、これまでの各種取組、仕組みについて否定する必要はないと我々事務方としては考えてございまして、例えば、先日の答弁でもございましたけれども、令和4年度に導入したヘルプラインは内部通報も兼ねる仕組みでございますけれども、やはり我々の悪いところでもあるんですが、何かしら新しい制度、仕組みを導入した際に、そのときはもう非常に複数回強い周知を図るものの、時間の経過とともにその存在自体の意義、あるいは職員個々の認識といったものも薄れていっておりますので、いま一度、有益性といった点ではある程度の実績を上げている仕組みでもございますので、そういったものについて、制度導入後に入庁した職員の方に限らずして、全ての職員の方、職、年代を問わずして広く周知等を図るといった基本的なことを一つ一つ、いま一度広く作用させていくほかないんだろうと現段階では考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 行政管理課を復活させるという考えはないんでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 議員御指摘の行政管理課は、いわゆる過去の不適正事案の発生に伴いまして、内部統制の実現に向けた取組の1つということで、監査委員からも当時勧告という形でいただきましたので、令和4年度以降に複数年度設置をさせていただきました。

今現在は既に廃止してございますので、当時、行政管理課で取り扱っていた事務につきましては、総務課のほうの総務法令係と人事係並びに企画課の政策調整や企画情報係といったところでそれぞれ分担をさせていただいております。

当然、インパクト、抑止といった部分では、特別な組織を設ければある程度の期間といったものは何かしらの働きが期待される場所ではございますけれども、行政管理課のほうで新しい取組等も含めまして様々複数年実施をさせていただいて、それがある程度大きい軌道に

乗ったといいますか制度として確立できましたので、今後は、当分は総務課並びに企画課、あるいはその事象事象、事案事案で関係する関係課を巻き込みながら、当該課で行っていた事務事業の実施といったものを引き続き実施していくといったことが、現段階ではベストなんでしょうと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 分かりました。

2点目に関しまして、質問件名そのものが内部統制についてというようなお話でした。内部統制はあんまり聞き慣れない言葉でもあるのかなと思いましたが、先ほど町長が御答弁の中で御説明をいただいたとおりだと思います。手短に言えば、セルフチェックをする機能ということだろうと思います。

おっしゃったように、基本的には民間の企業の主に財務関係に関しての取組ではあったんですけれども、令和2年に地方自治法が改正されて、地方公共団体にもこの内部統制というのをちゃんとしっかりしなさいよと。内部統制の評価報告書を出すとか基本方針をつくるとかというのが義務づけられた地方公共団体もあるんです。南三陸町はそうではない。そうではないというか、義務づけられたのが都道府県と政令指定都市なので、我々には、それ以外のところは努力義務なのでやらなきゃいけないということはないんですけれども、やらなきゃいけないということはないんですけども、やっているという団体もあります。

この内部統制という言葉がよく分からない、難しいので、セルフチェック、自分たちで自分たちのことをちゃんとチェックすると。じゃあ、それどうやってやるんですかというところが大事だと思うんですけれども、これもいろいろ物の本にはいろいろなこと、難しいことが書いてあるんですけれども、私なりに考えを評価すると、まとめると、まず統制環境、中に入っている人たちの心構えとか倫理感とか、または組織の風土みたいな土台、そういったものをしっかりするために分類される取組と。

それから、リスク対応ということで、うちの組織ではじゃあどういった問題が起こり得るのかと、課題をちゃんと特定して、事務がここが複雑だからここでよくミスがあるよねとか、こういうことには気をつけなきゃいけないよねと、具体的にじゃあそれを防ぐために先ほどありました文書を課の中で共有しましょうと、そういった具体的な行動に展開していく対応する部分。

それから、もう一つモニタリングという考え方も必要だろうと思うんです。要は、今、土台があって、そこに対策を打ちました。その対策がちゃんと機能しているのかということを常

にチェックしていくと。何かちょっとチェックが不十分だなというところがあればアップデートしていくと。その対策の有効性を監視、評価するという3つぐらいが大体大事なんじゃないかなと。

私なりにこれをどう例えたらいいのかという話を思っ、自分なりに考えたときには、組織というのは人がいっぱいいるわけです。でも、今、それぞれの、働き方改革もそうですけれども、価値観がいろいろありますよねと。みんな割とばらばらになってきている。前は、この組織といたら大体みんな同じような顔をしていた。それはちょっと言い過ぎかもしれないですけども、大体みんな同じような性質を持っていた方々が多かったような気がするんですが、今はそうではなくてそれぞれ自由意志があるよねと。土みたいなものだったのが砂みたいな、ちょっと拡散する方向にある、そういうところに内部統制をしっかりしましょう、セルフチェックをしっかりしましょうということで、でっかい柱を立てなきゃいけないと。砂地ですから、ただぶっ刺したって刺さらないですぐ倒れちゃう。だから、土台をまずしっかり固めましょうと。そして、これはどうだと、これをやればもううちの組織は立派なんだぞと旗を、柱を立てる。それを緩んでいないかなと、傾いていないかなと常にパトロールするということが必要なんだろうなと。すみません、長々と。というふうに思っております。

内部統制評価報告書というのが、うちの組織は内部統制がしっかりしていますよと自分で自分をチェックして、それを公表するわけです。だからうちは大丈夫ですよと、問題ないですよということをやってはどうですかということを提案しようというふうなのが今回の質問の一番大きなところであります。

この内部統制という考え方を今後積極的に取り入れていこうという考えがあるのか、この点についてお答えいただければと思います。いかがでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（男澤知樹君） 自治法に基づいた内部統制の仕組みを導入することについて、一般質問をいただいた後に、るる様々検討を内部ではいたしましたが、結論として先ほど町長が答弁申し上げたとおりでございます。

ただ、今、議員御発言の内容については、こちらも全く違うところあるんじゃないかと思っております。答弁の中でもございましたが、町のほうでは自治法に基づく監査委員が設置されて、監査委員が随時監査、定期監査等々、監査計画を立てて行っていると。法に基づく内部統制の仕組みを入れなくとも、その考え方につきまして、監査委員と当局において監査をお願いする手前の段階、まずもって意見交換をして、どういった部分についてのリスクが、

町民生活とか町の信用に係る重大なリスクを内在しているよねと、ここの部分について全部じゃなくても内部統制の仕組みなり考え方を入れて、整理をして、関係職員なり部署と共有をしてやってみたらいかがかといった部分については、全然ありだなあと実は思っています。

私の中では、先ほど町長、総務課長が申したとおり、実は行政管理課ができた後、様々な通知、通達を内部で出しているんです、20本ぐらい。要は、入札関係の手続についてとか契約関係についてとか財務等々につきまして、誤解を生じそうな点とかについて、数年間の中で様々議論して発送しているんです。ただ、なかなか職員がそれを全てその通知を読んで自分事として腑に落ちているかという、そうではないと私は思っているんです、我々は。上司も含めてです。さらに屋上屋を重ねて、事象に基づいてと大上段に振りかぶってやったとしても、逆にオーバーフローしてしまうと。事務はいっぱい来ているわけですから。

そういった中で、何が現実的でより効果的なのかという点につきましては、我々だけで話をしてもなかなか煮詰まるところもございますので、町の監査委員なりと意見交換をさせていただいたりしながら、うちの町に合った現実的な取組というのを見つけていきたいと。それがちょっとおかしいとなれば、また改善また改善ということで、多分、結論というのはないと思っていますので、行き着く先のゴールってなかなかないと思っていますので、そういった考え方ですので、雑な答弁で申し訳ないんですけども、趣旨を御理解いただきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） じゃあ、監査委員は誰なんだという話になりますけれども、私なもので。

1つ申し上げておきたいのは、厳しい内部統制があるからこそ、じゃあそこを通り抜けたというか、みんなでちゃんとチェックしたんだから、じゃあこれはもうゴーサインが出たんだということであれば、思い切ってやりましょうと、事務執行には自信を持って進められたと、うちあれだけ厳しいんだからもう間違いはないですよというところを、自信を持って進めていただくという一面も私は必要だと思うんです。

今、お話の中で、これ恐らく町長が1人が頑張ったってしょうがないといいますが、組織全体で全員で遂行するというプロセスだと思いますので、それを広げていくというか浸透させていくというのは非常に難しいと思いますし大変な部分があるというふうには思いますが、一方で、3点目に移っていきますけれども、やはり行き過ぎますとお互いに監視し合うような関係になってしまうと。何かミスしたんじゃないかと、その書類を見せてみろみたいな。

時には必要かもしれませんが、あんまりやっぱ行き過ぎると萎縮してしまうでしょうし、冒険できなくなるでしょうし、やる気がなくなるでしょうし、表情が暗くなるでしょうし、人はそれをブラック企業と言うわけです。町内最大の企業である役場がブラック企業だとやっぱ困ると思います、私は。組織として信頼される場所になってほしい。

だから、監視し合うんじゃないくてフォローし合うような、何かミスがあったら、いや、大丈夫、みんなでカバーしようよというふうな組織になってほしいなと、私は甘い考えかもしれませんが、そういう理想を持っておりますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 実は、今週、連絡調整会議があった際に、私のほうからちょっとお話をさせていただいたんですけれども、先ほどの繰り返しになるかもしれないんですけれども、管理職の皆さん、コミュニケーションをよく取ってくださいねというふうなお話をさせていただきました。結局、個人が抱える問題を早期に発見できるというふうな部分もございますし、疑問点だったりそういった部分も早く解決すると。要は、そういった結果、業務の遅延も防いだり生産性向上にもつながるというふうなところが狙いでお話をしたんですけれども、結果、職員同士が助け合ってチームワークを発揮できるような職場環境が構築できるのではないかなというふうなところでございます。

人を動かすのは、命令ではなくて信頼関係だというふうに思っておりますので、そういった部分を管理職の皆様には分かっていたいただければなと思っています。

○議長（菅原辰雄君） ここで暫時……。後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 今日は一般質問で終わりですよ。あと10分で終わりますので。

先ほどの町長のお話、答弁の中で、今、最後にも人を動かすの命令ではないんだと、信頼関係なんだと。非常に大切な言葉だったなというふうに思いますし、住民のニーズが多様化している、複雑化している。仕事は、町は小さくなっているはずなのに、経済規模も小さくなっているはずなのに、仕事は増えているし難しくなっていると。やっぱりそのプレッシャーというのは、皆さん非常に大きいんだろうなというふうに思います。

やっぱり、例えば、住民ニーズ、住民の皆さんは、行政にこれやってほしい、期待するということがあるからやっぱり要望を上げるわけです。それをじゃあ分かりました、人を1人増やします。もう1人また別の方が来て、ここもちょっと変えてくれと。分かりました、人を増やします。そうやって増やしていったら際限ないわけです。

だから、足し算では間に合わないんだと思うんです。組織力を上げると、どこかで掛け算とか、1足す1は2ですよじゃなくて、1足す1が、5とか10にするのは難しいと思いますが、2.5とか2.1でもいいと思うんですけれども、みんなでやるからふだんよりも力が出るよねという状況にしなければいけないと。それこそが公務員の力だと私は思っているんですけれども、そのためにぜひ新しい取組は何かというふうなことを先ほどから申し上げているところでありますが、それはちょっと難しいということでもありますので、そういったところ、足し算ではなくて掛け算で対応していこうというところを町長はどのようにお考えでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 今年度から本格的に行財政改革というふうな部分も進めているというふうなところでございます。人が少ないからできないというふうな言い訳はするつもりはございませんので、先ほどもお話ししたように、職員同士助け合いながらチームワークを発揮できる、そういった職場環境、風通しのよい職場環境というふうな部分を一刻も早く構築させていただいて、正直、今まではそういった、我々の時代もそうだったんですけれども、役場の文化もあまりよろしくなくて、ちょっとこの場で言うとなんなんですけれども、ミスしますよね。叱られるんです。当たり前なんです。ところが、それって先ほど言った信頼関係とか愛情とか、そういったのがないと反省しないんです。そういった意味で、コミュニケーションが大切ですし信頼関係が大切だというふうなお話をさせていただきました。ちょっとこれ以上言うと。

以上です。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） すみません、無理言って。休憩したほうがよかったかもしれないですけれども。

みんな一斉に下を向いたので何か思い当たるところがあるのかなというふうに思いますけれども、私は公務員やったことないのでよく分かりませんが、言っている私もそんなに立派な人間でもございませんし、どの口が言うんだという人だっていると思います。今、おっしゃったような表面的な、もちろんパワハラみたいなことはよくないと思いますが、愛情を持って、これはよくないんだからしっかり言って聞かせるということは非常に大切なことだろうと思いますし。

先ほど、行政改革をやっている最中だというようなお話がありました。私、不祥事が起こったということが、今、町長が進めようとしていることがよくないんだと、誤りなんだという

ことが証明されているわけではないと思うんです、私は。問題はあったわけですから、決してよくはないと思います。ただ、最悪ではないです。今進めている行財政改革、それはすなわち人づくりじゃないですか。それはすなわちまちづくりじゃないですか。それは自信を持って進めていっていただきたいと。組織づくりというのは、そうやって進んでいってもこんな問題が起きるからやっぱり難しいものなんだということだと、私はただそれだけの問題なんだというふうに思っています。

1つ、これ最後に質問したいと思うんですけれども、内部統制という話を今日タイトルでさせていただきました。内部統制ですから当然内向きなんです。内側へ我々は大丈夫だろうかと内省する、内側に向かって反省する内向きの動きです。しかし、逆に、これ下を向いて内側ばかりの内向きの思考にだけなってしまうのでは、これ行き詰まります。とらわれ過ぎてもいけないと私は思います。

視点をどうぞ広げて、一旦顔を上げていろいろなところを見ていただきたいと思います。全国各地に、難しい組織づくりに挑戦して、成功した、うまく行きましたよという事例はたくさんあります。いろいろな公務員の方がいます。そういった方々の取組を我々の南三陸町にたくさん引き込んでいただくと、これも私は町長の仕事なのではないかなというふうに思っております。

なかなかやっぱり課長の皆さんとか職員の皆さんは、ちょっと隣の様子を見てきますと、町長もそんな軽い気持ちで行くわけじゃないでしょうけれども、やっぱり外に対していろいろ出て行っていろいろな知見を深めるというか、いろいろな交流してくるというのは、町長が一番幅広く対応することが多いんじゃないかなと思いますから、今までも町長にとっても尊敬する先輩というのはいっぱいいらっしゃるんだろーと思いますし、ほかの今自治体で頑張っている皆さんにも尊敬できる方、尊敬できるような取組、参考にすべき事例っていっぱいあると思います。

そういうものをぜひいっぱい見てきていただいて、うちの町でもこういうのやってみようかという提案をぜひ私はしていただきたいなというふうに思っているんですけれども、町長どのようにお考えか、最後にお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 私、この立場になったときに、一番最初の職員訓示というのがございました。そのときにお話をさせていただいたんですけれども、行政の正確性だったり法令遵守というのは維持しながら、それは当たり前のことなんですけれども、前例を踏襲するばかり

ではなくて、創意工夫によって事務事業の改善などを自ら考え、そしてそれをもって町政発展のために果敢に挑戦していただきたいというふうなことを職員にお話をさせていただきました。そういったことをもう一度いつかの機会にお話をさせていただいて、本当に挑戦をしていただきたいというふうなところを切に願うというふうなところでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） 以上で後藤伸太郎議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて散会することとし、明４日午前10時より本会議を再開することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、明４日午前10時より本会議を再開することといたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

午後２時０９分 散会